

群馬県動物愛護センター所長 あて

誓 約 書 (個人)

下記の 犬 ・ 猫 を譲り受けることとなりました。つきましては、以下の事項を必ず遵守することを誓約します。また、私の所在地を管轄する市町村に、私の住所、名前、電話番号及び譲渡動物の情報について提供することに同意するとともに、譲渡後適正飼養実施報告書（個人譲渡用）を譲渡後6ヶ月以内に提出します。

記

譲渡動物個体番号 No. _____

以上 頭

【指示事項】

1. 犬・猫の本能、習性等を理解し、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」に定められた事項を厳守すること。人への危害防止等、他人へ迷惑をかけないよう飼い主の責任を十分自覚し、適正に終生飼養すること。
2. 猫については完全室内飼育を厳守すること（ベランダも不可）。
3. 犬の登録と狂犬病予防注射を実施すること。鑑札・注射済票を譲渡犬に装着すること。
また、けい留、施設内飼養等、確実な逸走防止措置を行うこと。
4. 譲渡犬・猫に個別認識（鑑札、迷子札等の装着若しくはマイクロチップの埋込み）を行うこと。
また、万が一方不明になった場合は、動物愛護センター、警察、市町村等に連絡するとともに、自ら捜索すること。
5. 譲渡後6ヶ月以内に確実に、譲渡犬・猫に不妊・去勢手術を実施すること。
6. 譲渡犬・猫が病気になったり、怪我をしたときは、適切な治療を受けさせること。
7. 1. から6. の他に、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「群馬県動物愛護及び管理に関する条例」、「狂犬病予防法」に定められた事項を厳守すること。
8. 譲渡を受けた犬・猫を使用して、営利を目的とした行為は行わないこと。
9. 譲渡を受けた犬・猫及びその行動に問題が発生した場合、その責任について群馬県及び群馬県動物愛護センターに対して一切問わないこと。また、損害を受けた場合にも賠償を請求しないこと。
10. 元の飼い主が現れた場合、その責任について群馬県及び群馬県動物愛護センターに対して一切問わず、双方で協議の上、犬または、猫の飼養者を決めること。
また、その結果を群馬県動物愛護センターへ報告すること。
11. 各種団体等が行うしつけ方教室等に積極的に参加するとともに、群馬県動物愛護センターが行う譲渡後の家庭訪問や調査等に協力すること。
12. やむを得ず飼養が困難となった場合には、新に飼い主を探し、群馬県愛護センターに引取りを求めないこと。
13. その他、群馬県動物愛護センターの指示に従うこと。

平成 年 月 日

〒
住所

ふりがな
氏名

電話番号
生年月日